気づいて 学んで つながろう

消費者ネットワークわかやま 四季だより 第 45 号

消費者相談や消費者被害に関する情報、これって 消費者被害かな?という疑問などがありました ら、消費者ネットワークわかやままでお気軽にお 問い合わせください。 〒640-8323 和歌山市太田3丁目10番10号 わかやま市民生協気付 TEL 073-474-1124 FAX 073-474-8649 HP https//www.cnw-wakayama.jp



発行:消費者ネットワークわかやま

消費者ネットワークわかやま啓発講座

スマホに潜む危険~SNS を使った詐欺に注意 開催

日時:2023年9月16日(土)13:30~15:00

場所:和歌山県勤労者福祉開館プラザホープ 3階会議室1.2

(和歌山市北出島1丁目 5-47)

講師:前田佳子さん(和歌山県消費生活センター相談員)

参加人数:会場:21人、オンライン:9人 合計30人

【内容】

○どの段階で契約が成立したことになるのか。

契約は口約束で成立することであり、簡単にやめられないことを紹介

○クーリング・オフ制度について

販売方法により8日間、20日間の2種類があり、ハガキやメールなどで通知する場合はコピーや 履歴を残すことが必要。また郵便の場合は、配達証明で送ることが必要。一部、店で購入したもの や通信販売、開封・使用した化粧品や健康食品、自動車はクーリング・オフできません。

- ○和歌山県の消費者トラブルの状況報告
- ○SNSなどでの被害事例を紹介

「偽セキュリティ警告」「架空請求」「出会い系サイトへの誘導」「暗号資産への投資」「簡単に儲かる副業」定期購入などで記載していてもキャンセルが難しい事例

購入する前に(配布した)チェックリストに基づき点検する。

【参加者感想など】

- ・思い込み、注意
- ・FB、Instagram 連動させない、プライバシー管理をきちんとする。
- ・身近な事例を交えて話してくださったのでわかりやすく勉 強になりました
 - ・NTTファイナンスからの電話が私にもありました。1年間の未払い分 23 万円払わないと法的措をとるというので「どうぞ勝手にやってください」と言って電話を切りました。



消費者ネットワークわかやま

「第40回生協まつり」でパネル展示とクイズを実施

日時: 2023年10月15日(日)10:00~15:00

会場:和歌山城/砂の丸広場

ブース内容

(1)パネル展示

①消費者ネットワークわかやま活動内容・総会記念落語会

- ② 第2回啓発講座 スマホに潜む危険~SNS を使った詐欺に注意~
- ③ 公開講座 終活と悪徳商法・詐欺

(2) クイズ

4問のクイズに挑戦し、解答してくれた方に1つプレゼント (くらしの豆知識(本)、188(いやや)ポストイット、188ウエットティッシュ、 188ボールペン、188消しゴム)

午前 10 時に開会式後、多くの方が通りすがりに立ち寄って来ました。老若男女問わず多くの方に問題に答えていただきましたが、特にみなさんが迷われていたのは第 2 問の「成人年齢は2022年4月1日から18歳以上となる」の正否です。「21年だったかなぁ」といった反応が多く感じられました。



また、クイズに答えながら過去にこのような

トラブルがあってね、などと消費者トラブルに巻き込まれた体験談を明かしてくれた方もいました。

午後1時前にはプレゼントは全て無くなり、クイズの用紙も残り数枚となってしまったため、午後は啓発講座、公開講座の告知になりましたが、それでも足を止めて講座に興味を持ってくださった方がおられました。皆さんの関心の高さを知ることができまし



分分分 KC'sの活動報告 分分分

適格消費者団体·特定適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西(KC's)

◇KC'sは、不当な勧誘・契約条項・広告表示などに対して被害の拡大を防止するため、 消費者に代わって、事業者に対して改善を求め、受け入れられない場合は差止請求訴訟が できる適格消費者団体です。また、特定適格消費者団体として被害回復訴訟もできます。 現在、全国で適格消費者団体 25 団体(その内、特定適格消費者団体 4 団体)が活動していま す。

KC'sでは、株式会社バリューマネジメント(以下「同社」といいます。)が運営する結婚式場と契約した際、契約直後にキャンセルを申し出たのに、キャンセル料 30万円を請求されたとの情報を得ました。2021年当時、コロナ禍のために結婚式をキャンセルした際、キャンセル料を請求されたという事例が報道されていましたので、早速 PIO-NET で確認すると、キャンセル料の請求とともに、見学等で訪問した際、契約が成立するまで帰れないという事例が発生していたことが分かり、お問合せ活動に取り組むことにしました。同社の契約書では、契約日から 150 日前のキャンセル料が一律 30万円となっており、「本契約書への署名をもって契約の締結といたします。」となっていました。契約が成立すると、その翌日に解約を申し出たとしても 30万円のキャンセル料が請求されることになり、その契約締結の条文が、契約するまで帰ることができない要因になっているのではないか、そして、同社のキャンセル料規定が、消費者契約法上問題がないかを検討する必要があると考え、お問合せ活動を開始しました。

その後、K C's からの「お問合せ」と「再お問合せ」に対する同社の回答を検討した結果、キャンセル料を定めた同社の規定が消費者契約法9条1号(現9条1項1号)に抵触すると判断して、適切なキャンセル料を設定するよう改訂することを2022年11月4日付けで申し入れました。同社からは、同年11月28日付けで回答を受領しました。回答では、「契約日から150日前まで」になされたキャンセル料の額を30万円とする条項の使用が停止となり、「契約日から150日前」の期間を3分割して、段階に応じたキャンセル料が設定されました。また、契約書への署名と予約金の支払いをもって契約の締結とすることが明記され、長時間にわたる契約締結に向けた働きかけも少なくなると判断しました。

KC'sは、この回答内容を検討した結果、今回の申入れ活動の契機となった同社のキャンセル料に関する消費者からの情報提供の多くを未然に防止できると判断しました。そして、同社のキャンセル料規定について同社が改善を真摯に取り組まれたことを鑑み、2023年8月をもって、同社に対する申入れ活動を終了しました。

講座のお知らせ



啓発講座

スマホに潜む危険

SNSを使った詐欺に注意

日時:2023年11月25日(土)13:30~15:00

会場:橋本市サカイキャニング産業文化会館

(アザレア) 3階会議室B ※WEB 参加も募集します。

講師:和歌山県消費生活相談員

前田 佳子 氏

※詳細については IP にてご案内

公開学習会 終活と悪徳商法・詐欺

日時:2023年12月2日(土)13:30~15:00

会場:和歌山ビッグ愛201会議室

※WEB参加も募集します。

講師:一般社団法人シニア生活文化研究所

小谷 みどり 氏

※詳細については HP にてご案内

~消費者ネットワークわかやまに加入しましょう~ 新規会員募集中!

消費者ネットワークわかやまは県内の弁護士、司法書士、消費生活アドバイザー、消費者団体などが消費者被害 のない地域社会づくりに向けて、消費者問題学習会の開催や県内の各市に対する消費者行政ヒアリング調査に取 り組んでいます。会員にご加入頂いた方には、会報(四季だより)、ホットな消費者見守りニュース(消費者被 害防止の啓発チラシ)をお届けしています。私どもの活動は会員登録していただいた皆様の年会費で運営してい ます。ご賛同いただき、新規会員の手続きを是非宜しくお願い致します。また既に会員に加入されている方は職 場や友人の方にお声かけ下さい。

消費者ネットワークわかやま加入申込書(新規・継続) 申込日: 年 月 B

団体名または個人名

君: メール

円(個人1口500円・団体1口1000円、1口以上でお願いします。)

金融機関・支店名: ゆうちょ銀行 太田郵便局

口座番号 00960-9-195026 口座内容 振替口座

口座名義人 消費者ネットワークわかやま 代表世話人 岡 正人

※銀行から上記口座にお振込の場合 店番 〇九九 預金種別 当座 口座番号 0195026

お問い合わせ

消費者ネットワークわかやま 事務局

TFI: 073-474-1124

https://www.cnw-wakayama.jp

